

## 訴訟対応事項

平成17年9月26日(月)民事訴訟

東京地方裁判所に、1億4千万の内、3,910万円について、コンピューター会社とその役員を被告として不当利得返還請求の民事裁判を提訴。平成17年11月8日(火)第1回答弁が実施された。

平成17年11月7日(月)刑事告訴

警視庁宛に、被告訴人 関元事務局長として業務上横領罪で告訴状が受理される。

平成17年11月9日(水)民事訴訟

東京地方裁判所に、被告 関元事務局長に対し、不法行為損害賠償等請求事件(貸付金返還請求含む。)として提訴、訴訟物の価額2億240万4933円。

平成17年11月9日(水)民事訴訟

東京地方裁判所に、被告 K 氏に対し、貸付金返還請求として提訴、訴訟物の価額539万8560円。

### 上記詳細

使途不明金問題について

#### 1. 刑事告訴手続き

1億4,000万の使途不明金事件については、警視庁捜査二課との打合せの上、2,500万について業務上横領で元事務局長関秀雄を刑事告訴し、平成17年11月7日に受理され11月16日に逮捕される。この逮捕により、不自然な海外投資の背景の事実解明がなされていくものと確信している。

#### 2. 民事告訴手続き

##### ・不当利得返還請求の件

1億4,000万の使途不明金の内、コンピューターソフトの商取引代金としてコンピューター会社に3,700万円、その役員に210万円が支払われた件については、コンピューター会社及びその役員を相手とし、不当利得返還請求を提訴済み。

##### ・不法行為損害賠償等請求の件

元事務局長関秀雄が平成3年から平成11年までの間、鈴木秀一名義の口座に合計1億9,701万4,353円を年金口座から横領した不法行為による損害賠償請求及び年金貸付制度による平成8年8月20日に貸し出した貸付金500万円の返還請求を提訴済み。

#### 3. PM社への7億の投資の返還請求について

リンクレーターズ法律事務所の弁護士判断により、ネヴァダ州の裁判所でなく連邦裁判所での裁判が望ましく、現状では州の裁判所⇒連邦裁判所への移送済み

であり内容面ではこれから裁判での争いとなる。

#### 4. 143億9,000万の海外投資に関する損害賠償請求について

まず投資実行の責任者である元専務理事吉竹脩男、関秀雄に対して20億円の損害賠償請求を12月22日に提訴している。

(返還対応)

本中央会と致しては、裁判等の費用対効果を考慮の上、回収、民事・刑事訴訟でその事実解明に向けて真摯に対応していく。加えて当面の加入者への返還対応として、同意書をいただいた加入者に対し、3 期に分けて返還予定であった1 期15%分を未受領者への返還を行う。また、現状の中央会資産の中から不動産部分の収益を年金会計部門への還元も考慮し、訴訟費用に関する損害賠償と外債の回収推進と併せて加入者への返還に充当する事としている。

以上